

岩国市雇用対策協定

（目的）

第1条 この協定は、岩国市（以下「市」という。）と厚生労働省山口労働局（以下「労働局」という。）が、地域における人材確保の推進や多様な就労機会等の確保を目指し、緊密な連携のもとに雇用・労働環境の改善と就業支援の強化を図るための雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に推進することを目的として締結する。

（事業内容）

第2条 市及び労働局は、前条の目的を達成するため、毎年、具体的な取組及び実施方法並びに数値目標を事業計画として定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、市及び労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

（要請）

第3条 岩国市長及び厚生労働省山口労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 岩国市長及び厚生労働省山口労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局は誠意をもって協議し、定めるものとする。

附則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、岩国市長及び厚生労働省山口労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年7月7日

岩国市長

福田良為

厚生労働省山口労働局長

鈴木輝美